

# 第1 第65回被保護者全国一斉調査基礎調査要綱

## 1 目的

この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行うものである。

## 2 調査時点

平成23年7月31日現在とする。

## 3 調査客体

この調査の客体は、以下の(1)及び(2)とする。

(1) 全被保護世帯（ただし、次のいずれかに該当する世帯は調査客体としない。）

- ① 出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費及び生活扶助の移送費等一時的性格を有する扶助のみを受給している世帯
- ② 保護施設に入所又は利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯

(2) 調査月における保護停止世帯、保護廃止世帯

## 4 調査事項

調査事項は、生活保護業務データシステムインタフェース仕様書基礎項目データに掲げる事項とする。

なお、都道府県・指定都市・中核市において必要とする事項については、本調査の附帯調査として追加して差し支えない。

## 5 調査方法及び基礎項目データの登録

(1) 福祉事務所の地区担当員が「第2 基礎項目データの登録要領」に基づき、各自が担当する調査客体について、平成23年7月31日の保護の決定状況により必要な事項を基礎項目データに登録する方法で実施する。

なお、データを登録する際には、「第3 基礎項目データの審査要領」に示す各表間の整合性がとれているか確認すること。

(2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は、基礎項目データの内容を「第3 基礎項目データの審査要領」に基づいて審査し、平成23年8月31日までに確認処理をする。

なお、提出表及び調査票の提出にあたっては、電子媒体によってこれを行うことができる。

また、都道府県・指定都市・中核市において附帯調査の実施を予定している場合は、その調査票、記入要領及び集計結果表も提出するものとする。

## 6 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。